

ベトナムにおける意匠規則の改正



ナガトアンドパートナーズ

岡田 貴子
弁理士
パートナー

特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）を承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。また、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

【概要】

ベトナムにおいて、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCHN（以下「2016 通達」）が 2018 年 1 月 15 日付けで発効した。科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN は、ベトナムの知的財産法の施行に関する詳細を定める政府決議 103/2006/NĐ-CP よりも下位の法規範文書に該当し、細則を定めている。科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN は 2010 年、2011 年、2013 年に過去 3 回改正されており、2016 通達は 4 回目の改正である。本稿では意匠に関わる内容を抜粋して紹介する。

【詳細及び留意点】

2016 通達では、約 50 か所にのぼる科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN の条文改正を行っているが、以下に意匠に関わる内容を抜粋して紹介する。

1. 拒絶理由通知への応答期間の拡大

方式審査段階の拒絶理由通知への応答期間は 2 か月に延長された（2016 通達で改正された 13.6-a）。また、実体審査における拒絶理由通知への応答期間は 3 か月に延長された（2016 通達で改正された 15.7-a-i）。さらに、これらの応答期間

は請求により当初の応答期間と同じ長さで延長が可能である（2016 通達で改正された 9.2）。

また、不責事由による遅延救済のため、「不可抗力の出来事」あるいは「客観的障害」により応答できない期間は、証拠を示して請求した場合には応答期間として算入しないことを定めた。また、すでに知的財産庁が処分を行った場合には処分を撤回し、期間を徒過していないものとして改めて審査処理を行うことを定めた（2016 通達で改正された 9.4～9.6）。

2. 意匠出願における出願の単一性

従来から 1 つのデザインコンセプトから創作される複数のバリエーションの意匠を 1 出願に含めることが可能であるが、最初の意匠が基本意匠（phương án cơ bản）であること、1 出願に含まれる各意匠は基本意匠と著しく異ならないだけでなく、相互に著しく異ならないことが定められた（2016 通達で改正された 33.2(a)(iii)）。

3. 意匠に係る「製品」

ベトナム知的財産法では第 4 条第 13 項に「工業意匠」の定義があり、製品の外観であって、形状、線、色彩、またはそれらの要素の結合によって表されるもの、とされている。

13. Kiểu dáng công nghiệp là hình dáng bên ngoài của sản phẩm được thể hiện bằng hình khối, đường nét, màu sắc hoặc sự kết hợp những yếu tố này.

今回の規則の改正により、「製品」の定義が明確化された。製品とは、物、道具、設備、手段、若しくは前記製品の組み立てや組み合わせに用いる部品であって、工業手段または手工芸手段により生産可能であって、構成や機能が明らかであり、独立して流通するもの、と規定されている（2016 通達で改正された 33.2(b)）。「製

品」には独立流通性が求められるため、工業意匠としての保護が認められていない部分意匠や、画像の意匠などの保護は当面期待できない。

b) Sản phẩm được hiểu là đồ vật, dụng cụ, thiết bị, phương tiện, hoặc bộ phận dùng để lắp ráp, hợp thành các sản phẩm đó, được sản xuất bằng phương pháp công nghiệp hoặc thủ công nghiệp, có kết cấu và chức năng rõ ràng, được lưu thông độc lập.

4. 明細書における意匠の特徴記載と補正の関係について

意匠出願においては、公知意匠との相違や、形状等の特徴、動的意匠については意匠が変化する際の特徴、1 物品多意匠出願の場合には基本意匠とバリエーションの意匠との相違点、多物品 1 意匠出願の場合には物品ごとの特徴など、意匠の特徴を明細書に記載することが求められている（2016 通達で改正された 33.5d）。

従来は補正が認められる範囲は当初明細書の開示の範囲内という、特許と同じ規定であったが、意匠については、当初明細書および図面の開示の範囲内という規定に改正された（2016 通達で改正された 17.1(c)）。

5. 拒絶査定不服審判と、査定後の新規資料の提出手続との関係について

知的財産庁の処分への不服申立てに関し、対象となる決定等の範囲が明確化された（2016 通達で改正された 22.1）。さらに、出願の補正や審査段階で提出されなかった新規資料などは、拒絶査定不服審判では検討の対象外となることが規定された（同 22.1(c)）。

さらに、2016 通達で改正された 15.7(b)の第二段落において、「新規資料（審査段階で検討されていない）であって審査結果に影響を与えうるもの」を出願人が提出した場合には、拒絶査定を取り消して、審査を再開すると規定している。ただし、何がここでいう「新規資料」に該当しうるのかといった詳細な規定はないこと、拒絶査定を受けてからいつまでそのような提出が可能なのか規定されていないこと、

常にそのような新規資料の提出が可能であれば権利関係の安定性に疑問もあること、といった検討すべき課題もある。

【ソース】

科学技術省通達 16/2016/TT-BKHCHN

科学技術省通達 05/2013/TT-BKHCHN

科学技術省通達 18/2011/TT-BKHCHN

科学技術省通達 13/2010/TT-BKHCHN

科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN

ベトナム知的財産法施行令（Decree No.103/2006/ND-CP）の適用に関する省令（Circular No.01/2007/TT-KHCHN）を改正する省令（Circular No.16/2016/TT-BKHCHN）の公表（ジェトロ・バンコク事務所）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2017/vn/20171204.pdf

f
-

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）